

日本と韓国における若者政策の変容：なぜ 両国の政策は分岐したのか

朴, 在浩 / PARK, Jaeho

(出版者 / Publisher)

法政大学大原社会問題研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

Journal of Ohara Institute for Social Research / 大原社会問題研究所雑誌

(巻 / Volume)

766

(開始ページ / Start Page)

52

(終了ページ / End Page)

69

(発行年 / Year)

2022-08

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026224>

日本と韓国における若者政策の変容

——なぜ両国の政策は分岐したのか

朴 在 浩

はじめに

- 1 先行研究と分析枠組
- 2 日韓の若者をめぐる政策環境
- 3 日本——子ども・若者育成支援推進法の事例
- 4 韓国——青年基本法の事例
- 5 ケースの比較
- 6 結 び

はじめに

従来、日本と韓国では家族や企業などの役割が大きい類似の福祉政策が展開されており、若者は政策の対象とはほとんど考えられていなかった。だが、2000年代以降、両国では、若者失業、ニートなどの若者問題への関心が高まり、若者を対象とする政策が展開されるようになった。

しかし、新たに展開した両国の若者政策の方向性は大きく分岐した。韓国では、若者の自己決定権や社会参加などを認め、若者が政策決定過程に参加する「青年政策調整委員会」が国や自治体に設置されたのに対し、日本で発展した若者政策は、ニートやひきこもりなどのいわば「逸脱」した若者が対象として念頭に置かれており、また若者を権利行使の主体とする仕組みも見られない。

そもそも、日本と韓国は雇用構造や既存の青少年政策が類似していたにもかかわらず、ほぼ同じ時期に発展した政策に、なぜこのような違いが生じたのか。この問いに対し本稿では、日本の「子ども・若者育成支援推進法（2009年の制定、以下：推進法）」と韓国の「青年基本法（2020年の制定、以下：基本法）」を題材に、両者の制定の背景や制定に至るプロセスを概観することを通じて両国の若者政策の特徴の違いを分析した。この二つの法律を検討の対象としたのは、これらの法律は若者へのシティズンシップや支援の仕組みなどが明記される基本法であるので、若者をめぐる両国の考え方や政策アプローチなどが最も表れていると考えられるからである。

本稿では、まず、両国の政策環境である雇用環境や従来の青少年政策の流れを概括した上、日韓の「推進法」と「基本法」を比較し、両国の若者政策の違いを明らかにする。次に、両国の若者政策の違いをもたらした要因を検討する。最後に、この政策の特質や要因の違いが日韓の福祉国家に持つ意義も考察する。

1 先行研究と分析枠組

(1) 先行研究の検討

欧米諸国では1980年代以降、ポスト産業化の影響によって、若者の就職や結婚は遅くなり、成人期への移行が長期化した。いわゆるモラトリアム（猶予期間）を続ける若者が増加したため、欧米諸国では、若者のシティズンシップを認め、成人期へスムーズに移行できるように公的支援の仕組みを整備した。また、若者がシティズンシップの権利を獲得するだけでなく、その権利を行使できるように若者参画の仕組みも打ち出した。宮本みち子はこれを「移行政策（transition policy）」と呼ぶ。この「移行政策」は、「若者が親から独立して自分自身の生活基盤を築く権利（自分の権利）を認め、雇用、教育・職業、家族形成、住宅、社会保障の整備によって成人期へのすみやかな移行を保障する政策体系」である（宮本2008：148）。しかし、欧米の若者政策の展開に比べると、日本では、若者の社会参画を実現していくための具体的な制度が発展しなかった。一方、韓国では、若者が政策決定過程に参加する仕組みが考慮されている。つまり、若者がシティズンシップの権利を行使する方向に変化した韓国の若者政策に対して、日本の若者政策にはそうした転換が起らなかったといえる。

従来、ポスト産業化に伴う若者失業率と高学歴化などの社会経済的要因によって、欧米の若者政策は、青少年の余暇活動や健全育成といった狭い範囲を超えて、若者への包括的な支援というコンセプトで政策転換がなされたなどと説明されている（宮本2008, 2015, 2016；小林2010）。また、各国の官僚や研究者の間で情報の共有（アイデアの国際的波及）が進み、各国の政策はますます似てくるとの指摘もある（Kasza 2006）。だが、これらの収斂論の主張に反して、日韓の若者政策は分岐を見せた。むしろ、両国に固有の文脈を考えなければ、こうした国による違いは説明できない。

先行研究は、日韓における若者政策を個別に取り上げてきた。日本では、2000年代以降、フリーターやニートなどが特定の時期にマスコミで多く報道され、社会的問題として浮上した。そうしたこともあり、若者問題が政策担当者らの関心を引き、主に官僚や研究者などが中心になって若者政策が打ち出された（グッドマン他2013；宮本2015）。他方、韓国の場合、2000年代以降、若者を対象とする雇用対策が次々と打ち出されたが、ソウル市を皮切りに、若者当事者運動により、若者の権利を保障する方向へ、若者政策が転換した（ソ2016）。

若者政策をめぐるっては、国際比較研究も進められているが、それらは他国の若者政策を参照するための、現時点の制度や政策の紹介や説明にとどまっておき（宮本2004；キム他2016；イ他2016）、政策の違いをもたらした政治的要因（社会運動、政党、世論など）に関する分析は行われていない。そこで、本研究は日韓で新たに発展した若者政策の特徴や、両者の差異を生み出した要因を政策形成過程の比較を通じて分析する。

(2) 分析枠組の設定

まず、分析対象である「青少年」と「若者」はどちらも youth⁽¹⁾ と翻訳される。Gills によると、このユース期は子どもと大人の中間に位置する時期であり、半依存的な存在を意味する (Gills, 1981)。このユース期は 12～13 歳頃から始まるとされ、終わりは 24～25 歳、あるいは 30 歳近くまで続くとされている (Jones and Wallace 1992 (= 2002) : 293)。このユース期は生物的年齢というより、社会的に構築された概念である。制度形成時期を見ると、日韓の青少年政策は、主に産業化時代、中・高等学校の学生および中退者を対象とする非行少年対策や余暇活動、勤労青少年の制度として展開された。一方、若者政策は、ポスト産業化時代が到来した主に 1990 年代以降、雇用不安や学校教育が長期化する若者に対する自立支援策として展開されるようになった。欧米のユースポリシーという用語は日韓の青少年・若者政策の双方が含まれる (キム 2017) が、本稿では、日本と韓国で歴史的に使われてきた用語の特徴を考慮し、青少年政策と若者政策を区別した。本稿でいう若者政策は、学校から職場の移行および離家などと関係する政策を指すこととし、青少年政策は学生の余暇活動、勤労青年、非行少年など、以前から行われていた政策を指すというふうに両者を区別した。

次に、分析枠組について述べる。本稿では、「移行政策」の具体的事例として日本の「推進法」と韓国の「基本法」を検討した。この二つの法律から両国の若者政策の特徴を導出するため、分析単位を①目的、②対象、③組織、④手段として設定した。この分析単位を読み解くことにより、若者をめぐる両国の考え方や政策対応アプローチの違いを明らかにした。

2 日韓の若者をめぐる政策環境

(1) 日本の政策環境

1) 雇用環境の変化：日本型雇用の揺らぎ

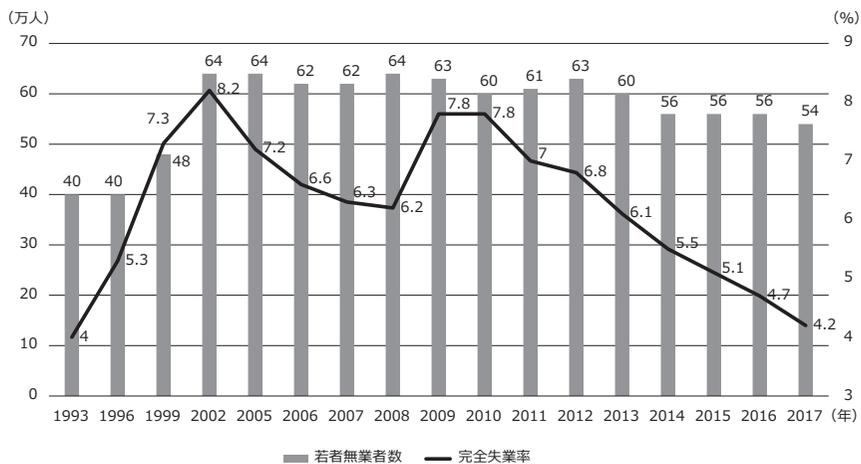
労働政策の専門家である濱口桂一郎は、欧米と日本の雇用システムを、欧米の「ジョブ型労働社会」と日本の「メンバーシップ型労働社会」に分類する。欧米では仕事に人を貼り付ける雇用システムだが、日本は人に仕事を貼り付ける雇用システムという違いがあるというのである (濱口 2013 : 4)。欧米では、技能の低い若者が就職できずに失業者になることが多いので、若者失業対策として職業訓練などが整備された。一方、日本では、長期雇用慣行、新卒一括採用、年功給などといったユニークな雇用システムが形成された。この雇用システムでは、スキルがない若者を採用した後、職場で教育訓練を行い、会社の様々な部署を移動させる形なので、若者に対する公的職業訓練などは発展しなかった。日本の雇用慣行は「学校から仕事へ」という枠組のなかで、卒業した後、会社に入社すれば、その会社の一員として定年まで働くことができるということを想定してきた。

しかし、1990 年以降、景気低迷などの影響で学校から仕事への移行がうまくいかない若者が増

(1) youth に似た用語に adolescence がある。この二つの用語は青少年期を指すが、adolescence は主に発達心理学の分野で使われる概念で、親に完全に依存している青少年初期を意味する。youth は半依存的な青少年期を意味するので、両者は区別できる (チェ 2008 : 375)。

加した。また、1995年、日経連は経営環境の変化に対応する「新時代の『日本的経営』」という報告書を発表した。この報告書は、今後、「新しいタイプの雇用システム」として、労働者が「長期蓄積能力活用型グループ」（長期型）、「高度専門能力活用型グループ」（専門型）、「雇用柔軟型グループ」（柔軟型）の三つのタイプに分かれていくとした（日経連1995）。そのうち、「雇用柔軟型グループ」はアルバイト型非正規労働者モデルを指す。日本型雇用システムは、新卒から定年退職までの「正規雇用」と主婦パートや学生アルバイトの「非正規雇用」からなる二層構造だったが、非正規雇用が若者まで広がっていった。こうした雇用形態の変化によって、日本の「メンバーシップ型労働社会」は揺らぐようになった（濱口2013：162）（図1）。

図1 日本の若者無業者と若者の完全失業率（15～34歳）



注：「若年無業者」の定義は、15～34歳で、非労働力人口のうち、家事も通学もしていない者。端数処理の関係で、合計人数と各年齢を足した数字が合わない場合がある。

出所：総務省統計局「労働力調査」。

2) 日本の青少年政策の概括

以下では、総務庁（1999）が発刊した「青少年行政のあゆみと21世紀への展望」に基づいて、青少年政策の目的や担当組織の変遷に関して概括する。終戦直後の社会的混乱のなかで、戦災孤児、浮浪児および家出少年が増加し、少年犯罪が激増した。政府も、緊急保護対策として青少年政策に取り組んだ。新憲法を始め、教育基本法、学校教育基本法、労働基準法、児童福祉法、少年法、社会教育法等の基本的な法律が相次いで制定された。このような青少年問題の対策を担当する機関として、1949年、内閣官房に「青少年問題対策協議会」が設置された。この協議会では、青少年の指導、育成、保護および矯正に関する総合的な施策を樹立し、施行した。

1950年代から経済復興とともに、都市には勤労青少年が増加した。この勤労青少年を対象とした青年学級の普及のため、青年学級振興法（1953年）が制定された。また、年少労働者福祉員制度の創設、勤労青少年ホームの設置、職業訓練法の制定等が行われた。

1960年代には、高度経済成長下、余暇時間の増大に対応した余暇関連施設の整備、核家族化等に対応した家庭支援、進学率の向上に対応した高等学校の整備、勤労青少年の福祉対策等が行われた。非行対策については、少年補導センターの設置、少年補導員制度の導入など、地域における非行防止の体制づくりが進められた。青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の審議を行う機関として「青少年問題審議会」が総理府に設置されたのと共に、「総理府青少年局」も設置された。この青少年局は1968年「総理府青少年対策本部」として改編された。

1970年代から1980年代までは、日本は高度経済成長に伴い生活水準も向上し、消費も増加した。豊かな消費生活のなかでゲームセンターや性産業などの増加に伴い、非行少年も増えた。この青少年をめぐる環境に対応するため、1982年、閣議で「青少年の非行防止対策」を決定して、「非行防止対策推進連絡会議」が設置され、総合的な非行防止対策が進められた。1984年には、総務庁の発足に伴い、「青少年対策本部」と「青少年問題審議会」が総務庁に移管された。

2001年「中央省庁など改革基本法」に基づいて、内閣府が新設され、「内閣府政策統括官（総合企画調整担当）」が青少年政策の企画や各省の調整をすることになった。また、各関係省庁の局長で構成された「青少年育成推進会議」が設置されたが、2003年6月、総理大臣を本部長とする「青少年育成推進本部」に改編された（表1）。

表1 日本の青少年政策に関する政策目的と担当組織

	1940年代	1950年代	1960年代	1970年～ 1980年代	1990年代～ 2000年代
政策目的	緊急保護対策	勤労青少年	余暇活動・非行対策	非行対策・育成政策	育成政策
担当組織	・内閣官房青少年問題対策協議会（1949） ・総理府中央青少年問題協議会（1950）		・総理府青少年局／青少年問題審議会（1966） ・総理府青少年対策本部／青少年問題審議会（1968）	・総務庁青少年対策本部／青少年問題審議会（1984）	・内閣府政策統括官（総合企画調整担当）／青少年育成推進会議（2001） ・青少年育成推進本部（2003）
主な法律	学校教育法（1947） 児童福祉法（1947） 少年法（1948）	青年学級振興法（1953）		勤労青少年福祉法（1970）	

出所：総務庁（1999）を参考に筆者作成。

(2) 韓国の政策環境

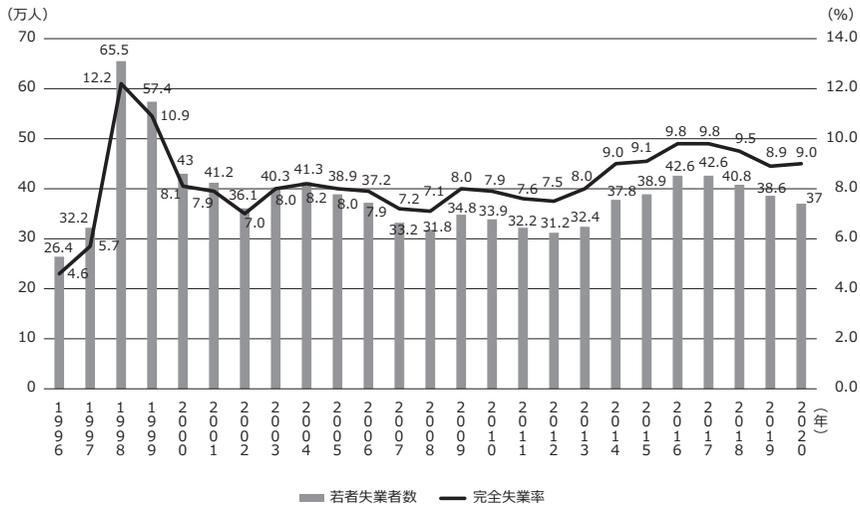
1) 雇用環境の変化：大卒失業の常態化

産業化時代に形成された韓国の雇用システムは、長期雇用慣行、新卒一括採用、年功給などに基づいており、日本の「メンバーシップ型労働社会」に似ている（有田2017）。しかし、アジア通貨危機をきっかけに労働柔軟化が進み、そのシステムにも変化がもたらされた。1997年11月、国際通貨基金（International Monetary Fund）は緊急融資の条件として、韓国政府に労働市場の規制

緩和を要求した。この国際通貨基金の要求に応じて、韓国の政労使委員会では、整理解雇制度の導入や労働者派遣制度の規制緩和などを決定した（横田 2020：190）。その結果、リストラの常態化や非正規労働の増加などをもたらし、雇用環境は悪化しつつある。

この雇用環境の変化に伴い、若者失業⁽²⁾が増えている（図 2）。この若者失業に対応するため、政府では 2004 年「青年失業解消特別法」の制定をはじめ、若者雇用政策を打ち出したが、若者失業はなかなか解決できない課題として残っている。

図 2 韓国の若者失業者数と若者の完全失業率（15～29 歳）



出所：統計庁「経済活動人口調査」。

2) 韓国の青少年政策の概括

朝鮮戦争後、経済復興が最優先課題となったので、政府には青少年政策まで整備する余裕はなかったが、1961 年「未成年者保護法」と「児童福利法」の制定をはじめ、徐々に青少年政策が展開された。1964 年、最初の青少年担当組織として、内務部「青少年保護対策委員会」が設置された。当時、青少年犯罪の増加などが社会問題になっていたため、政府としては青少年保護や問題に総合的に対応する必要があった。その後、青少年保護対策委員会は、1977 年国務総理の「青少年対策委員会」へ格上げされた（チョン 2011：526）。

1987 年、「青少年」を初めて法律で規定する「青少年育成法」が制定された。この法律の制定以前には、青少年は児童福祉の対象（18 歳未満）に含まれていたが、この青少年育成法の制定をきっかけに、青少年という政策対象の年齢（9～24 歳）や育成政策の目的などが明確に規定された。

(2) パクらの研究（パク他 2018：27）は韓国若者失業の一要因として大企業と中小企業の賃金格差を指摘する。日本の中小企業の大卒初任給は大企業の約 90% を占めていた（厚生労働省 2018）が、韓国の中小企業の大卒初任給は大企業の約 62% に過ぎない（統計庁 2017）。そのため、韓国の若者は失業期間が長くなっても、中小企業よりはるかに大企業への入社を望むことが多い。

この「青少年育成法」は、1991年「青少年基本法」に改正され、中長期的な視点から青少年事業が実施されるようになった。担当組織としては、1988年、体育部青少年局が創設されたが、後に政府組織の改編に伴い、1993年、文化体育部青少年政策室に移管された。

2000年以降、「青少年活動振興法」や「青少年福祉支援法」⁽³⁾が制定され、青少年政策の領域も社会参加や人権政策などにまで拡大された。また、1998年、政府組織改編に伴い、担当組織も文化観光部青少年局と国務総理青少年保護委員会に二元化された。しかし、青少年行政が分断されたという指摘があって、2005年国家青少年委員会に統合された。2008年には、児童と青少年政策を統合するため、保健福祉部に移管されたが、2010年からは、児童政策は保健福祉部、青少年政策は女性家族部が担当している。

表2 韓国の青少年政策に関する政策目的や担当組織

	青少年政策の形成期 (1961～1987)	青少年政策の成長期 (1988～1997)	青少年政策の転換期 (1998～)
政策目的	青少年の保護・ 問題対策	青少年育成	青少年開発・保護・予防的な関与
担当組織	内務部 青少年保護対策委員会 (1964) 国務総理青少年対策委員会 (1977)	体育部青少年局 (1988) 体育青少年部青少年政策調整室 (1991) 文化体育部青少年政策室 (1993) 文化観光部青少年局・国務総理 青少年保護委員会 (1998)	文化観光部青少年局・国務総理青少年保護委員会 (1998) 国務総理青少年委員会 (2005) 国家青少年委員会 (2006) 保健福祉家族部児童青少年政策室 (2008) 女性家族部青少年家族政策室 (2010)
主な法律	未成年者保護法・ 児童福利法 (1961) 青少年育成法 (1987)	青少年憲章 (1990) 青少年基本法 (1991) 青少年保護法 (1997)	青少年性保護法 (2000) 青少年活動振興法・青少年福祉支援法 (2004) 学校外の青少年支援に関する法律 (2014)

出所：チョン (2011: 528) を参考に筆者作成。

(3) 小括

日韓の政策環境をまとめると、戦後、日本では青少年政策が生み出されて以降、内閣府（総理府）が主に青少年政策を管掌してきた。1990年代以降、雇用形態の変化などに伴い、若者の失業率が悪化し、無業者も増えた。こうして長期化する移行期における若者問題が顕在化し、内閣府の青少年担当部局では、成人期への移行を支援する政策体系が議論され始めた（宮本2012, 2015）。

他方、韓国の青少年政策は、主に内務部や国務総理などが管掌したが、現在は女性家族部が担当している。韓国の青少年政策は青少年育成という視点から、青少年の余暇活動や非行少年対策などに取り組んだ。1990年代末から、不景気や雇用形態の変化によって、若者失業者が増加していた

(3) 青少年基本法には修練活動に偏重しているという批判があった。そこで、「青少年活動振興法」では青少年活動施設や交流活動、文化活動に関する分野が規定された。また、「青少年福祉支援法」は、家出・学校中退・非行少年・低所得層などのように、特別な保護や支援が必要な青少年を対象とする福祉サービスを行うために制定された（イ他2019: 274-275）。

が、青少年政策では移行期の若者への自立支援や雇用政策の比重は低かった⁽⁴⁾。

従来、両国ともに学校中退・非行少年・勤労青少年などの特別な保護や支援が必要な青少年を対象とする政策が中心だったので、移行期の若者を対象とする新たな政策が議論され始めた。

3 日本——子ども・若者育成支援推進法の事例

(1) 法律制定の経緯

2000年以降、若者問題に対する社会的な関心が高まるなかで、国においても新たな動きがいくつか見られるようになった（グッドマン他2013）。2003年6月、政府は青少年の育成に関する施策について、関係行政機関の連携の確保とともに、総合的かつ効率的な推進を図ることを目的として、「青少年育成推進本部」を設置した。従来の「青少年育成推進会議」では、青少年政策と関係がある各省庁の局長や課長によって構成されたのに対し、「青少年育成推進本部」は総理大臣が本部長として全閣僚で構成された。この組織の変化に伴い、新しく青少年施策を整備するため、2003年12月、「青少年育成施策大綱」が策定された。この「青少年育成施策大綱」には、若者の社会的自立の遅れ等をめぐる課題を踏まえ、青少年の育成に係る政府の基本理念と中長期的な施策の方向性を示した（内閣府2004）。この「青少年育成施策大綱」を根拠法案とする「青少年健全育成基本法案」が、2004年3月、国会に提出されたが、参議院選挙などのため審議未了により廃案になった（久保田2010：10）。

だが、すでに策定された「青少年育成施策大綱」はおおむね5年を目途に見直されることになったので、内閣府では新たな大綱を検討し、2007年4月から2008年12月までの期間に、「青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談」を合計12回開催した。この懇談会は次頁表3に見られるとおり、ほとんどの回が、ニート、フリーター、非行、犯罪、ひきこもり、不登校児童などのように少数のいわば「逸脱」した子ども・若者を主題としており、彼らをどう保護・支援するかが主要な関心であった。他方、子ども・若者を主体性のある市民として位置づける視点は希薄である。

この懇談会の議論を踏まえて、2008年12月、新しい「青少年育成施策大綱」が策定された。この新大綱では、ニート、ひきこもり等自立した社会生活に困難を抱える青少年に対して、地域における官民の関係機関による支援ネットワークの整備等が含められた。また、内閣府では「青少年育成施策大綱」の根拠になる法案を検討した（内閣府2009：1）。

2008年9月29日、麻生太郎首相は「第170回国会」における所信表明で「青少年総合対策推進法案」の提出を示唆した。この演説の後に、2009年3月6日通常国会（第171回国会）で、政府は国会に「青少年総合対策推進法案」を提出した。当時は、参議院では民主党が多数派の「ねじれ国会」だったため、法案を成立させるためには、民主党の協力が必須であった。民主党の子ども・男女共同参画調査会では、政府案は「総合対策」といいながら、ニート・ひきこもり対策のみに着

(4) 青少年基本法に基づいた「第5次青少年基本政策計画（2013-2017年）」からは青少年の「社会的自立支援」が明記された。

表3 青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談

	会議日程	議題等
第1回	2007年12月3日	「子どもの成育環境をめぐる現状と課題」（子ども観など）
第2回	2007年12月18日	「ニート、フリーター等若者の自立支援をめぐる現状と課題」
第3回	2007年12月25日	「子どもの非行や犯罪被害の防止に向けた地域での取組の現状と課題～まちの死角、子どもの死角をなくすために～」
第4回	2008年1月17日	「子どもの成育環境をめぐる現状と課題」（保育行政など）
第5回	2008年2月14日	「ひきこもり、不登校児童等への対応をめぐる現状と課題」
第6回	2008年2月25日	「少年非行防止の取組（非行防止、立ち直り支援）をめぐる現状と課題」
第7回	2008年3月5日	「要保護児童等の自立支援をめぐる現状と課題」
第8回	2008年3月13日	「児童虐待、いじめ、性をめぐる問題等の現状と課題」
第9回	2008年4月2日	「障害のある青少年の自立支援をめぐる現状と課題について」
第10回	2008年4月14日	「国際化時代における日本の青少年」
第11回	2008年4月21日	「学校教育をめぐる現状と課題について（子どもの育ちを支援する上での学校の役割や家庭、地域との関係）」
第12回	2008年4月25日	まとめ

出所：内閣府「青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談」より（<https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/tokumei-kondan/index.html>、最終確認日 2021.9.30）。

目しているとし、児童権利条約の観点からの規定が不十分だと指摘した（民主党 2009：11）。

だが、民主党は若者への参画の仕組みまでは指摘しなかった。また、石井郁子議員（日本共産党）が若者への財政支援や参画の仕組みなどを提案した⁽⁵⁾が、政府側には受け入れられなかった⁽⁶⁾。自民党と民主党は協議し、同法案は「子ども・若者育成支援推進法」という法案名の変更などを含めて、大幅に修正された。結局、2009年7月1日、本会議で法案が可決され、2010年4月から施行された。

(2) 法律の内容

日本の推進法は、ニート、ひきこもり、不登校等の困難を有する子ども・若者を想定して、従来の個別分野における縦割りの対応を超えて、地域における総合的な支援をするための仕組みなどが明確に定められたが、若者一般の社会参加については、詳しく規定されていない。ただ、自治体の努力義務として、子ども・若者の社会参加の促進や他の活動の支援などが明記された（第14条）。法の具体的な内容は次のとおりである。

①目的：推進法の目的（第1条）は、「子ども・若者育成支援策の総合的推進のための枠組み整

(5) 第171回国会青少年問題に関する特別委員会第7号より（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/007317120090618007.htm、最終確認日 2021.9.19）。

(6) この質問に対して、政府側の小淵優子大臣（少子化対策担当相）は「この法案の制定におきまして、若者を支援するための第一歩である。」と述べたが、参加の仕組みについては明確に答えなかった。第171回国会青少年問題に関する特別委員会第7号（抜粋要約）より（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/007317120090618007.htm、最終確認日 2021.9.19）。

備」や「社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備」が定められる。対象があくまで困難を有する子どもや若者であることが明記されている。また、日本国憲法および児童の権利条約の理念が明確化された。その基本理念として、子ども・若者が健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと等（第2条）が定められた。

②対象：法律の対象は乳幼期（0歳）から30代⁽⁷⁾までと広く想定された。国会審議過程で、若者の抱える問題の背景には、幼少時の体験や環境が影響を与えているという指摘もあり、育成と支援をとともに推進する目的を明確に示すため、「青少年」ではなく「子ども・若者」という用語を使うことになった⁽⁸⁾。

③組織：推進法の制定に従って、「子ども・若者育成支援推進本部」が設置された。この組織の本部長は内閣総理大臣であり（第29条）、副本部長には内閣官房長官および内閣府特命担当大臣（青少年担当）（第30条）である。本部員には国家公安委員会委員長、総務大臣、法務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、その他内閣総理大臣が指定する国務大臣が充てられる（第31条）。この本部の主な機能として、子ども・若者育成支援推進大綱の作成および実施、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議などを行う（第27条）。

④手段：この「推進法」を推進するための主な手段としては、①教育、福祉、雇用等の関連分野における子ども・若者育成支援施策の総合的推進、②ニート、ひきこもり等困難を抱える若者への支援を行うための地域ネットワークづくりの推進、③国の調査研究、人材養成、情報の提供および助言等の支援がある⁽⁹⁾。

まず、ニートやひきこもり等の若者の相談の一次的な受け皿となる子ども・若者総合相談センターが設置された。この子ども・若者総合相談センターは、従来の青少年相談センターや少年補導センターの一部が転換され、現在、全国で100ヶ所が運営されている⁽¹⁰⁾。この子ども・若者総合センターは、自ら相談業務を行うか、より専門的な相談や支援を行えるネットワーク上の関係機関の紹介や、協議会への情報提供を行う。こうした紹介や各分野の専門機関への直接の相談を経て、協議会で具体的な支援ケースを担当することとなる。また、子ども・若者支援地域協議会を自治体に設置することが努力義務（第19条）として明記された⁽¹¹⁾。この協議会は、社会生活への適応支援を基礎に福祉、保健・医療、教育、雇用等の各分野の支援機関をネットワーク化し、総合的支援を

(7) 法律では年齢は定められていないが、2010年7月に策定された「子ども・若者ビジョン」では青年期は、おおむね18～30歳と定められ、40歳未満の者をポスト青年期と規定した。また、厚生労働省の「青少年雇用対策基本方針」（2021年3月29日基準）では、「青少年」は35歳未満の者と定められたが、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、政策対象はおおむね「45歳未満」まで拡大されている。

(8) 衆議院「第171回国会青少年問題に関する特別委員会第7号」より（https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigirokua.nsf/html/kaigirokua/007317120090618007.htm、最終確認日2021.5.22.）。

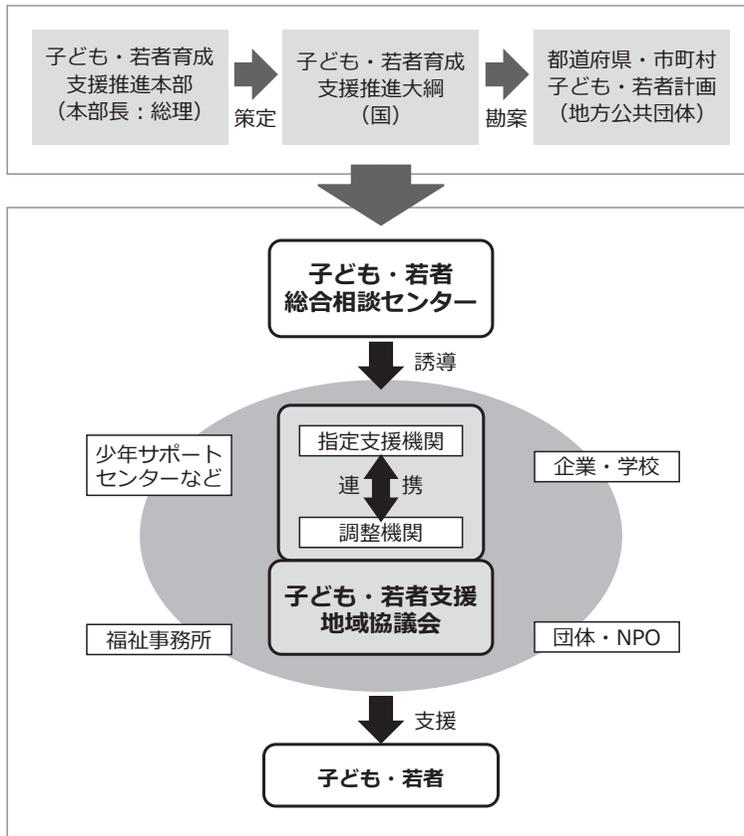
(9) 内閣府「子ども・若者育成支援推進法概念図」より（https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/s_gaiyo.pdf、最終確認日2021.4.17.）。

(10) 内閣府「子ども・若者総合相談センター一覧」より（https://www8.cao.go.jp/youth/model/pdf/soudan_ichiran.pdf、最終確認日2021.4.17.）。

(11) 現在、子ども・若者支援地域協議会は、126ヶ所（都道府県：42、政令指定都市：14、市町村：70）が設置されている（<https://www8.cao.go.jp/youth/model/index.html>、最終確認日2021.4.17.）。

実施する。この協議会の政策対象にはニートやひきこもりだけではなく、不登校、非行、摂食障害、適応障害などの問題に起因して、就業や修学状態にありながら社会生活を円滑に営む上での困難を有する者も含まれる（久保田 2009：3）。ニートやひきこもり等に対してアウトリーチ（訪問支援）を実施することも明記された（第 15 条）。しかし、対象はあくまでも困難を抱えた一部の子どもや若者に限られ、若者は支援の対象ではあるが、主体性を持った市民（ないしその予備軍）としては考えられなかった（図 3）。

図 3 子ども・若者育成支援推進法の概要



出所：内閣府（2018）「子ども・若者育成支援推進法概要図」を参考に筆者作成。
 (https://www8.cao.go.jp/youth/suisin/pdf/s_gaiyo.pdf, 最終確認日 2022.6.24)

4 韓国——青年基本法の事例

(1) 法律制定の経緯

韓国の青年基本法は、国会にそれに類する法案がいくつか提出されたが、制定には至らなかった。若者の雇用環境がより悪化しつつあった当時、若者の政治的な関心が高くなっていた。そし

表 4 青年基本法の制定に関する圏域別懇談会の主な質疑応答の内容

分科	質疑	応答
雇用	若者雇用の義務化・公共機関別若者採用のクォーター制	「公共機関の運営に関する法律」や「公共機関と地方公営企業法」による公共機関と地方公営企業は、「青年雇用促進特別法」に基づき、毎年各定員の3%以上の若者を雇用するように義務づけられています（2021年まで期限付き）。参考に、2018年の公共機関の定員に対する若者採用の割合は6.9%となり、毎年増加しています。
住宅	若者向けの住宅供給	現在、政府は若者の住居費負担を緩和するため、様々な公共賃貸住宅を民間より安く供給しています。 今後も若者向けの住宅供給と住居費の緩和のために努力していきます。
教育	大学授業料の軽減など	政府は国家奨学金支援金額を引き上げ、政策対象を持続的に拡大し、学生・保護者の授業料負担緩和のために努力しています。近年、基準中位所得の範囲を広げて、支援対象の数を拡大しています。例）基準中位所得（2017）90%以下・58万人→（2018）120%以下・66.5万人→（2019）130%以下・68.4万人。 ただ、所得に関わらず全ての学生に授業料を支援することは、政策の優先順位、社会的合意及び政府の財政条件などを考慮すると、慎重な検討が必要だと判断されています。
生活支援	地域の若者に対するコミュニティ支援事業の他、趣味生活への支援の拡大	政府は青年センターなどを中心に、個人学習、就職、セミナーなど、様々な青年活動を支援しています。ただ、趣味活動に関する事項は財政環境、財政支援の優先順位、財政支援の公平性などを考慮し、慎重に検討する事案だと判断しています。
参画・権利	男女平等教育の強化	政府は男女平等教育対象の拡大を図るため、様々な方案を設けています。男女平等教育対象の拡大を推進する予定です。

注：この質疑応答は、若者たちが青年政策調整委員会に質疑した事項を、各省庁と協議した内容に限って、青年政策調整委員会ホームページに掲載されたものである。

出所：国務総理青年政策調整委員会ホームページより（https://2030.go.kr/etc2/regionMeet?top_menu_no=2, 最終確認日 2021.9.30）。

て、2017年5月、20・30代からの多くの支持を受けた文在寅新政権の誕生をきっかけに、若者団体は青年基本法の制定を訴えた⁽¹²⁾。2017年9月、約50の若者団体が集まって、「青年基本法の制定のための若者団体の連席会議」が発足した後、この連席会議の若者たちは青年基本法の制定を要求する「一万人署名運動」を行った。

この運動の影響により「国会青年未来特別委員会」が発足した。この委員会では、与野党の国会議員が共同で、青年基本法に関する公聴会などを開き、政府側や若者団体から意見を聴取した。公聴会では、対象年齢、若者政策に関する所管省庁などが議論された。

2019年5月2日、共に民主党（与党）・政府・青瓦台（大統領）の協議会では青年基本法の制定

(12) 2012年大統領選挙では20・30代の投票率は68.4%、70%であったが、2017年大統領選挙では20・30代の投票率は76%、74.2%に増加した（国家指標体系より www.index.org.kr, 最終確認日 2021.10.11.）。当時、文在寅大統領は20代・30代から47.6%・56.9%の支持を得た（Wikipediaより、<https://ko.wikipedia.org/wiki>, 最終確認日 2021.10.11.）。

を宣言し、国務総理国務調整室（以下：国務調整室）⁽¹³⁾が若者政策を担当することを決めた。また、2019年9月国務調整室の組織として「青年政策推進団」が発足した。この「青年政策推進団」は全国10の圏域を巡回しながら、各地域の若者団体や若者の意見を聴取した。日本の懇談会が有識者の意見を聴取するものだったのに対し、韓国では若者の意見を聞くことが目的であり、また前頁表4のように圏域別懇談会での質疑応答の主なテーマは、「雇用」「住宅」「教育」「生活支援」「参画・権利」などであり、日本の懇談会が「逸脱」した若者問題に関心を集中させていたのとは対照的に、若者一般の権利に関することが話し合われた。

以降、2019年11月25日、国会の政務委員会で青年基本法案が審議・可決された後、2020年1月9日、本会議で議決され、同年8月5日から施行された。

(2) 法律の内容

この基本法は、近年、就職難や住居不安定などによって、生活に困難を抱える若者たちに総合的な支援を行う仕組みを整備することなどが含まれている。また、若者のシティズンシップを認め、若者の声を政策に反映させるため、若者参画の仕組みが規定された。具体的内容は次のとおりである（次頁図4）。

①目的：基本法では、若者の権利と責任、国や自治体の責務を規定し（第1条）、すべての領域で若者生活の質の向上を意味する「青年発展」⁽¹⁴⁾を目的とする。また若者の創業、能力開発、住居、福祉、金融、文化、国際交流（第17条～第24条）が基本施策として列挙された。

②対象：若者という対象が明示的に規定された。年齢範囲は19歳以上から34歳以下に定められた（第3条）⁽¹⁵⁾。これは対象を絞って政策の一貫性や予想可能性を確保しようとする狙いがある。また、若者政策決定過程（青年政策調整委員会など）に参加する構成員の年齢を明確にする狙いもある（イ・ソンリム2020：2）。

③組織：若者政策の担当組織としては国務総理を委員長とする国務総理・若者政策調整委員会（第13条）が新しく発足した。この青年政策調整委員会では、中央政府や自治体の若者政策の審議・調整・評価などを行う権限が付与された（第13条）。また、5年ごとに若者政策に関する基本計画を作成することが明記され（第8条）、各自治体にも基本計画の作成などが定められる（第9条）。青年政策調整委員会では、中央政府や自治体の若者政策を審議・調整・評価などを行う権限が付与された（第13条）。

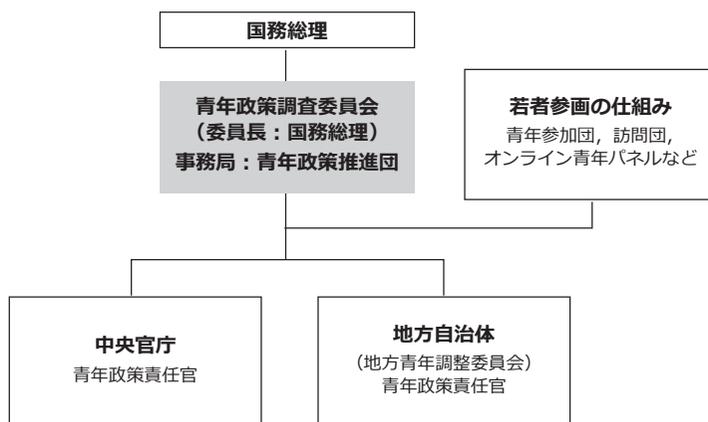
④手段：この法律では、若者の自己決定権や意思決定に参加する権利など（第5条）が規定され、若者政策決定過程で若者の参加や意見交換が義務化された。若者参画の具体的制度としては、「青年政策調整委員会」が設置され、若者の代表である民間委員が一定の比率で参加する仕組みが

(13) 国務総理は大統領を補佐し、行政に関する大統領の命令を受けながら、行政各部を統括する（憲法第86条）。国務総理は各部の長官（＝大臣）より上位職であり、大統領の欠位や事故などにより不在の時は大統領権限代行となる。

(14) 「青年発展」は若者の権利保護、政策決定過程の参加拡大、雇用促進、能力開発、福祉向上などを通じて、政治・経済・社会・文化のすべての領域では若者生活の質を高めることを言う（第3条第2号）。

(15) 韓国の児童福祉法（18歳以下）や青少年基本法（9～24歳）には対象年齢が規定されている。

図4 青年基本法の概要



出所：国務調整室「青年基本法の制定」補導資料（2020.1.9）を参考に筆者作成。

生まれた。また、青年政策調整委員会のみならず、若者政策と関連がある政府委員会にも一定の比率で民間委員（若者の代表）が参加することが定められた⁽¹⁶⁾。この委員会は国や自治体の若者政策に関する基本計画などを評価し、各省庁の若者政策を調整する権限がある。各自治体にも当該地域の若者政策の審議や調整をするため、地方青年政策調整委員会が設置された（第14条）。この委員会にも一定の比率で若者が参加するように明記された（第15条）。また、各中央官庁の長や市・道知事は若者政策責任官を指定することが明記された（第16条）。この若者政策責任官は、各領域の若者政策に関する調整や支援、地方青年調整委員会の運営、各機関との連携や協力などを担当する⁽¹⁷⁾。

5 ケースの比較

ここまで、日本の推進法と韓国の基本法を検討してきた。まとめると、日本の推進法は、従来の青少年政策の枠組みを引き継ぎ、ニート、ひきこもりなどの子ども・若者問題に対応する形へと発展し、主に相談体制や地域ネットワークづくりなどが進められた。一方、韓国の基本法は、若者を政策の受益者としてだけでなく、権利を行使する主体としても想定するものとなった。そのことを踏まえて、若者問題を担当する組織が新しく生まれ、若者参画の仕組みが形成された。本節では、両国における政策形成過程からその要因を分析する（次頁表5）。

(16) 青年基本法施行令（第20条）では、若者の委嘱比率が規定されている。青年政策調整委員会と地方青年調整委員会では50%以上、中央政府の委員会や市・道（広域自治体）の委員会では10%以上に若者が参加するようになっている。

(17) 自治体で運営される若者センターの比率をみると、広域自治体は10ヶ所（58.8%）、基礎自治体は67ヶ所（29.4%）であった（イ・ウンジュ 2020）。地域児童センターが全国に4,211ヶ所、青少年施設が814ヶ所に比べると、若者センターの数は非常に少ないし、雇用労働部が運営する若者センターは16ヶ所を除いて、地域の若者支援はほとんど民間団体に委託する形になった。

表5 若者政策の日韓比較

	子ども・若者育成支援推進法	青年基本法
目的	子ども・若者育成支援策の総合的推進の枠組みを整備	若者支援策の総合的推進の仕組みを整備
対象	子ども・若者（0～30代）	若者（19～34歳）
組織	子ども・若者育成支援推進本部として改編	青年政策調整委員会の新設
手段	地域ネットワークづくりなど	若者参画の仕組みなど

出所：筆者作成。

一点目は、若者当事者運動の影響力の差異である。2000年代以降、若者の雇用問題や貧困問題などを受け、日本の首都圏青年ユニオンと、その首都圏青年ユニオンから影響を受けた韓国の青年ユニオンなどのように、労働運動としての若者運動が台頭したが、運動の戦略や政治との距離などが異なっていた。韓国では、1987年の民主化以降、市民団体は抵抗運動だけではなく、アドボカシー活動も行うようになった。韓国の市民団体は、左派政党や労働組合に代わり、社会的弱者や公益のため、政策を提案し、世論を動かし、制度化につながった事例も多い⁽¹⁸⁾。特に、革新政権（民主党系）では、市民運動家や民間団体が政策決定過程に参加することが多かった⁽¹⁹⁾（キム・ユ 2018；キム 2018, 2019）。若者団体が基本法を提案し、政治や政府と連携して、基本法の制定にまでつながった背景には、こうした社会基盤があった。一方、日本では学界や社会運動、政治が組織的に連携して、アジェンダを設定し、法律の制定や事業につなげることは稀である（相馬 2012）。推進法の制定過程でも、若者当事者運動の後押しはなかったため、韓国ほど、若者の権利や国家の責任などが法律に書き込まれなかった⁽²⁰⁾。内閣府の官僚が中心になって、官僚に接近できる一部の研究者や民間団体などの意見のみが反映された⁽²¹⁾。

二点目は、若者問題について当事者の声を聞く仕組みや条件の違いである。日本では専門家中心の議論に収めたのに対して、韓国では若者一般にまで議論の参加者の範囲を広げた。まず、日本では、内閣府が2007年4月から2008年12月まで12回にかけて、「青少年育成に関する内閣府特命担当大臣と有識者との懇談」を行った。この懇談会では、官僚や研究者、民間団体などが委員として参加し、ニート、フリーター、子どもの非行、ひきこもり、不登校児童等、困難を抱える子ど

(18) 例えば、国民基礎生活保障法の制定（2000年）は、参与連帯などの立法運動から始まった。国会で法案が膠着状態に陥った時、参与連帯は労働組合や女性団体などの28団体と連携して、「国民基礎生活保障法制定推進連帯会議」という組織を発足させた。その後、世論を動かし、法制化を実現させた（キム 2019）。

(19) 保守勢力に比べて、民主党は社会基盤や支持基盤が弱いので、労働組合や市民団体と連帯する必要がある。民主党政権と市民団体が連携した事例としては、医療保険制度の統合や基礎生活保障制度の制定などがある。また、2000年代以降、韓国の子ども・保育予算が著しく増加した背景には、政府に参加した女性運動家たちの役割が大きかった（キム・ユ 2018；キム 2018, 2019）。

(20) 宮本みち子は、この子ども・若者育成支援推進法では、政策推進の主体である「国家の責任が不明確」だと指摘した（宮本 2016：11）。

(21) 韓国の「青年ユニオン」などの若者団体は、国家の最低賃金委員会や経済社会労働委員会（＝政労使委員会）にも、若者代表として参加している。一方、日本の首都圏青年ユニオンなどの若者団体は政策決定過程には参加せず、主に地域の若者たちに対する労働相談の形で、運動を展開してきた（河添 2015）。

も・若者に対する自立支援が議論された。欧米の事例を取り上げて、若者参画の仕組みに関する提案もされたことはあるが（第2回資料1）、主要な論点とはならなかった。日本では、そもそも困難を抱えた子ども・若者をいかに支援するかがテーマであり、若者を権利行使の主体と見なす発想があまりなかった。一方、韓国では困窮する若者たちの声を政策に盛り込もうとした。この基本法の制定のため、青年政策推進団は、全国10圏域を巡回しながら、各地域の若者の意見を聴取した。若者が提案した事項は、各省庁に連絡し回答が行われた。この質疑応答は（現）青年政策推進委員会のホームページで公開されている。そもそも、若者の意見を広く聴取しながら、若者の意見を反映させる構造を作ることが目的であった。そのため、若者の参加の仕組みは、一部の青年委員だけでなく、オンライン青年パネルによって、一般若者に意見を聞くまでに発展した。

三点目は、若者層をめぐる政党の対応の違いである。日本の場合は、国会審議過程のなかで、日本共産党の議員が若者参画の仕組みや財政支援などを提案したことはあるが、政府側は受け入れなかったし、多数派である自民党や民主党も積極的な動きはなかった。民主党はニート、ひきこもりなどの問題は、児童期から生じることを指摘し、この法律の対象範囲を児童期まで拡大することを自民党や政府に要求した⁽²²⁾。民主党の関心は、有権者にアピールするために取り組んでいた「子ども」の問題と接続することであり、若者を主体として捉え直すという発想は弱かった。他の世代に比べて、若い世代の投票率の低さもあり⁽²³⁾、若者は政党にとって、アピールの対象としての優先順位が日本では高くなかった。一方、韓国では他の世代に比べて、若者の投票率が低かったが、2010年代以降、20・30代の投票率は急増していた⁽²⁴⁾。各政党にとっては、新しい政治的集団として浮上した若者にアピールする政策が求められた。基本法のケースでは、若者団体が世論を喚起しながら、国会の前でデモを行ったので、政党にとっても対応せざるを得ない状況になった。基本法の公聴会である「国会青年未来特別委員会」では、若者団体だけではなく、各政党の若者代表も参加したので、若者参画の仕組みの新設は、与野党間にスタンスの違いのない合意争点となった。

6 結 び

本稿では、同じようなタイプだった日韓における若者政策が分岐した原因を、その形成過程の分析から明らかにした。両国における若者政策の変容は、ポスト産業化のような社会経済的変化への対応としてのみもたらされたとは言い難い。政策の分岐をもたらした政治的要因にも考慮すべきであることを、本稿の分析は示唆している。

(22) 2009年衆議院選挙マニフェストで「チルドレン・ファースト」を掲げるほど、子ども政策は民主党の看板政策だった（萩原2013）。

(23) 日本の衆議院議員総選挙における20代・30代投票率は、2005年（46.2%・59.7%）、2009年（49.4%・63.8%）に比べて、40代・50代・60代投票率は、2005年（71.9%・77.8%・83.0%）、2009年（72.6%、79.6%、84.1%）であった。若者の投票率は中高年より低かった（総務省「国政選挙の年代別投票率の推移について」より、https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/news/sonota/nendaibetu/、最終確認日2021.10.11.）。

(24) 2008年総選挙で20代・30代の投票率はそれぞれ28.5%、34.2%と低かったが、2012年総選挙では、20代・30代の投票率は41.6%、45.4%、2016年総選挙では20代・30代の投票率は52.5%、50.4%へと急増した（国家指標体系より、www.index.og.kr、最終確認日2021.4.19.）。

従来、日韓における福祉レジームは家族の役割が大きいという特質が指摘されてきたが、本稿の事例は、若者政策という、福祉レジーム論の射程に入っていなかった政策の分析を通じて、福祉国家と家族の関係が固定的ではないことを示している。また若者政策は、若者を単なる経済的給付や自立支援などを受ける受け身の存在として扱うだけでなく、権利を行使する主体として認めるものでありうる。そのため、若者や若者団体が有力な政治的アクターになっていくことがあるのである。つまり、若者政策は、日韓の社会が、若者を一人の市民としてどう承認するのが現れている。こうした点でも、若者政策は福祉国家の議論にも新しい示唆を与えるといえる。

(ばく・じえほ 東京都立大学人文科学研究科博士後期課程)

【謝辞】

拙稿に対して有益なコメントをくださった、堀江孝司先生、本誌匿名レフリーの各氏には、ここに記して感謝申し上げます。

【付記】

本研究は国際交流基金ソウル日本文化センター／財団法人李熙健韓日交流財団の共催「次世代日本研究者国外調査支援プログラム」の助成金を受けたものである。

【参考文献】

(日本語)

- 有田伸 (2017) 「韓国社会の高齢化とその帰結：年齢別労働力率を通じて考える」『現代韓国朝鮮研究』17号, 1-16 頁
- 河添誠 (2015) 「首都圏青年ユニオンの地域を重視した活動」『大原社会問題研究所雑誌』677号, 2-5 頁
- 久保田崇 (2009) 「ニート・ひきこもり等の現状と子ども・若者育成支援推進法の制定」『法律の窓』1388号, 2-3 頁
- (2010) 「ニートやひきこもりの若者に対する支援のための地域ネットワークづくり——子ども・若者育成支援推進法」『時の法令』1850号, 6-17 頁
- 厚生労働省 (2018) 『平成 29 年版賃金構造基本統計調査』
- 小林庸平 (2010) 「スウェーデンの実例から見る日本の若者政策・若者参画政策の現状と課題」『政策・経営研究』季刊 3号, 89-107 頁
- 相馬直子 (2012) 「圧縮的な家族変化と子どもの平等：日韓比較を中心に考える」『人口問題研究』第 68 巻第 3号, 85-104 頁
- 総務庁 (1999) 「青少年行政のあゆみと 21 世紀への展望」『平成 11 年度版』青少年白書：青少年問題の現状と対策』
- 内閣府 (2004) 『平成 16 年版青少年白書』
- (2009) 『平成 21 年版青少年白書』
- 新・日本的経営システム等研究プロジェクト (1995) 『新時代の「日本的経営」——挑戦すべき方向とその具体策』日本経営者団体連盟
- 萩原久美子 (2013) 「第 5 章子ども手当——チルドレン・ファーストの蹉跌」日本再現イニシアティブ『民主党政権失敗の検証』中央公論新社, 159-194 頁
- 濱口桂一郎 (2013) 『若者と労働——「入社」の仕組みから解きほぐす』中公新書ラクレ
- 濱田江里子 (2016) 「若者の「自立」支援とは：日本とイギリスの若者政策における能動化と承認」『千葉大学法学論集』第 31 巻第 2号, 200-236 頁
- 宮本みち子 (2004) 「社会的排除と若年無業——イギリス・スウェーデンの対応」『日本労働研究雑誌』第

- 533 卷, 17-26 頁
- (2008) 「成人期への移行」政策と若年者支援」日本社会福祉学会編『福祉政策理論の検証と展望』中央法規出版
- (2012) 「成人期への移行モデルの転換と若者政策」『人口問題研究』第 68 巻第 1 号, 32-53 頁
- (2015) 「若者の移行期政策と社会学の可能性——「フリーター」「ニート」から「社会的排除」へ」『社会学評論』第 66 巻第 2 号, 204-223 頁
- (2016) 「日本における成人期への移行モデルと若者政策——家族と仕事の変容から」『家族関係学』35 号, 5-15 頁
- 民主党 (2009) 『2009 民主党国会レポート』10-12 頁
- ロジャー・グッドマン／井本由紀／トゥーッカ・トイボネン他／西川昭男訳 (2013) 『若者問題の社会学』明石書店

(英語)

- Gillis, J. R. (1981) *Youth and History*, New York: Academic Press, Inc (= 北本正章訳『〈若者〉の社会史——ヨーロッパにおける家族と年齢集団の変貌』新曜社, 1985 年).
- Jones, G., and Wallace, C. (1992) *Family, Youth and Citizenship*, Open University Press (= 宮本みち子監訳『若者はなぜ大人になれないのか——家族・国家・シティズンシップ』新評論, 2002 年).
- Kasza, Gregory. (2006) *Our World of Welfare: Japan Comparative Perspective*, Cornell University Press (堀江孝司訳『国際比較でみる日本の福祉国家——収斂か分岐か』ミネルヴァ書房, 2014 年).

(韓国語) (カナダラ順)

- キム・ギフン (2017) 「青年政策の現状診断と改善方向」『保健福祉フォーラム』2 号, 54-68 頁
- キム・ヨンスン (2018) 「民主化以後 30 年, 韓国福祉国家発展の主体と権力資源」『市民と世界』31 号, 1-44 頁
- (2019) 「韓国の市民運動と福祉国家への迂回」『記憶と展望』41 号, 107-144 頁
- キム・ワンスブ／ユ・ジンソンク (2018) 「韓国福祉国家の成果と限界」『労働研究』37 号, 83-123 頁
- キム・ジョンスク／キム・ギフン／ファン・セヨン (2016) 「東北亜青少年政策国際比較研究」『青少年力量開発と自立支援セミナー資料 16 - S10』韓国青少年政策研究院, 39-64 頁
- パク・サンジュン／キム・ナムジュ／チャン・グンホ (2018) 「韓国と日本の青年失業比較分析」『BOK 経済研究』第 2018-39 号, 韓国銀行
- ソ・ボクキョン (2016) 「地方政府ガバナンスの制度と過程: 若者政策の事例」イ・ヒョウ／ノ・デイミョン／イ・ドクロ他『良き政府の制度と過程』オルム出版社, 209-255 頁
- イ・ミリ／チョ・ソンヨン／ギル・ウンベ／キム・ミン (2019) 『青少年学概論』学志社
- イ・ソンリム (2020) 「青年基本法の制定意義と今後の課題」『イシューと論点』第 1695 号, 国会立法調査処
- イ・ウンジュ (2020) 「全国若者政策制度化の現状と実態: 条例, 基本計画, 部署, 委員会, センター」国会国政監査政策報告書 3
- イ・チョウソン／キム・ムンギル／イ・ンソンン (2016) 『海外主要国の青年政策現況調査』政策報告書 2016-11, 韓国保健社会研究院
- 横田伸子 (2020) 『韓国労働市場の解剖』グリーンビ
- チェ・ユンジン (2008) 「青少年呼称の歴史に関する研究——青少年呼称の種類と意味の変化を中心に」『青少年学研究』第 15 巻第 7 号, 369-386 頁
- チョン・ジョンウン (2011) 「韓国青少年政策の発展特性研究」『青少年学研究』第 18 巻第 12 号, 513-534 頁
- 統計庁 (2017) 「賃金勤労雇用別所得分布」